

有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者に対する注意の喚起等)</p> <p>第6条 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認め<u>た場合において必要があると認め</u>たときは、<u>当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。</u></p> <p>2 当取引所は、前項の<u>規定による注意の喚起</u>を行った場合において必要があると認めたときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。</p>	<p>(取引参加者に対する注意の喚起等)</p> <p>第6条 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認め<u>たときは、当該取引参加者に通告し、注意を喚起するものとする。</u></p> <p>2 当取引所は、前項の<u>通告</u>を行った場合において必要があると認めたときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書<u>又は口頭</u>による報告を求めるものとする。</p>
<p>(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)</p> <p>第7条 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認め<u>たとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でない</u>と認め<u>た場合において必要があると認め</u>たときは、<u>当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>当取引所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認め</u>たときは、<u>当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。</u></p>	<p>(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)</p> <p>第7条 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認め<u>たとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でない</u>と認め<u>たときは、当該上場有価証券の発行者に通告し、注意の喚起等を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)</p> <p>第7条の2 <u>当取引所は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、金融商品取引法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為(以下「内部者取引等」という。)に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認め</u>たときは、<u>当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に</u></p>	<p>(新設)</p>

係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。

2 当取引所は、前項の規定による再点検の要請を行った場合には、当該上場有価証券の発行者に対し、再点検の結果、社内体制に問題がないと判断したときにはその旨及びその理由について、問題があると判断したときには改善措置等について、文書による報告を求めるものとする。

3 第1項の規定は、当取引所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が内部者取引等に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときについて準用する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。